

議事要旨(2) 実務対応報告公開草案「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」について

投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の具体的な指針の検討については、専門委員会での審議を、前回の第4回専門委員会をもって一旦終了し、今後は、企業会計基準委員会での審議を経て、平成18年5月に実務対応報告の公開草案を公表する予定である。

冒頭に、前回の企業会計基準委員会で使用した資料からの変更点について説明があった。字句の修正を除く主な変更点は次のとおりである。

- (1) 投資事業組合に対する支配力基準の適用において、実務上、緊密な者や同意している者の判定は難しいとの指摘があることから、最近の問題により対処するために、以下の点を追加記載することが提案された。

「業務執行権の100分の40以上を有していない場合でも、出資額の大部分を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の大部分を享受又は負担する場合には、業務執行権の過半の割合を有する者が独立して方針決定をしていない限り、通常、子会社に該当すると考えられる」旨

- (2) 前回の資料では、子会社である投資事業組合が、投資育成や再生支援を目的として他の会社等に出資している場合であっても、議決権の過半数を有しているときなど子会社となる通常の要件を満たしているときには、投資先である当該他の会社等の意思決定機関を支配していると考えられるため、当該他の会社等も、子会社に該当することとなるとしていた。しかし、最近の問題に対処するためには、投資事業組合そのものを連結すれば足り、この段階では、いわゆるベンチャーキャピタル条項が適用できるケースにおける投資事業組合の投資先の連結にまで踏み込む必要はないのではないかと指摘もあることから、以下の点を追加記載することが提案された。

「ベンチャーキャピタルが当該投資事業組合を支配していることに該当する要件を満たす場合には、当該投資事業組合が営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有し、当該他の会社を傘下に入れる目的でその株式を所有していないことが明らかにされたときでも、当該投資事業組合自体については、ベンチャーキャピタルの子会社とすることが適当である」旨

- (3) 前回の資料では、従来ベンチャーキャピタル条項を適用していた場合には、従前の取扱いが不明確だったとの観点から、本実務対応報告の適用時期を遅らせることを提案していたが、上記(2)の追加記載案を採用する場合には、これを削除することが提案された。

委員からの主な発言及びそれに対する事務局の回答は以下のとおりである。

- ・ 追加記載案(2)を加えた経緯について質問があった。これに対しては、ベンチャーキャピタル条項を適用する際に、投資事業組合自体も、投資育成目的の一環として連結しないでよいとの考え方が一部に存在しているようなので、少なくとも投資事業組合そのものは連結の対象になることを明確にする趣旨であるとの回答があった。
- ・ 今回の実務対応報告案には、「投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受または負担することとなること」といった、株式会社に対する支配力基準の適用にはない事項が導入されているが、特に投資事業組合にそのような要件が必要と考えた理由はなにかとの質問があった。これに対しては、前回同様、損益の分配方法に関して自由度が高いという投資事業組合の特徴を踏まえたものであるとの回答があった。
- ・ 本実務対応報告を適用することにより、会計処理が変わる場合には、誤謬とするか会計方針の変更として処理することになるのかとの質問があった。これに対しては、専門委員会では、基本的には会計方針の変更として処理するものと考えられたが、会計処理が変わる理由にもよるという意見もあり、最近の問題に対処するためには、誤謬として処理する余地も残しておく必要があるとの考えから、現時点では、いずれとすべきかを明示していないとの回答があった。

以 上